

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及びグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の企業価値の長期安定的な向上を図ることを、その基本的使命としています。そのためには、コーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。当社は、経営の効率化と透明性の向上、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、そして経営監視機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実に今後とも取り組んでまいります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 89,387,000 | 8.86 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 66,345,000 | 6.57 |
| 全国共済農業協同組合連合会(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 25,360,000 | 2.51 |
| 日本生命保険相互会社 | 20,000,099 | 1.98 |
| 住友生命保険相互会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) | 20,000,000 | 1.98 |
| モルガンスタンレーアンドカンパニーインク(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社) | 17,131,591 | 1.70 |
| ドイツ証券株式会社 | 15,564,109 | 1.54 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 15,453,000 | 1.53 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 14,588,000 | 1.45 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 13,500,000 | 1.34 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、福岡 既存市場 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 50社以上100社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

現在、当社グループの上場子会社は次の一社のみである。

宇部マテリアルズ株式会社（2011年3月末当社議決権比率：54.31%、上場取引所：東京第二部、福岡）

当社の執行役員が同社の非常勤取締役を兼務し、また、当社の監査部長が同社の非常勤監査役を兼務し、同社の業務を監督している。また、「グループ経営指針」に則り、同社に係る重要事項については当社の「カンパニー・事業部運営会議」、「グループ経営委員会」に付議し審議している。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 元田 充隆 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ |
| 野口 章二 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|-------|------|--|--|
| 元田 充隆 | ○ | 当社の主要借入先のひとつである金融機関(当時、(株)UFJ銀行)の業務執行者(専務執行役員)を退任(平成14年6月)してから既に長期間が経過しており、その後は金融と異なる分野(シンクタンク)で企業経営に携わってきた。 | シンクタンクの経営者(平成21年6月まで三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役社長)としての経験に基づく、マクロ経済的な観点からの貴重な意見や景況分析など、当社の経営に対し、社外の独立した視点からの大所高所に立脚した有用な助言を提供している。 過去に業務執行者として在籍していた金融機関の当社に対する出資比率は1~2%と僅かであることや、また当社の借入金残高合計に占める当該金融機関からの借入金の比率は1割程度であり、取引している多数の金融機関の中で特に突出していない。したがって、当社経営への影響は希薄であることから、当社との特別な利害関係はなく、また、現時点で一般株主と利益相反が生じるおそれはない。 |
| 野口 章二 | ○ | 当社の主要借入先のひとつである金融機関((株)みずほコーポレート銀行)の業務執行者(専務執行役員)を退任(平成15年3月)してから既に長期間が | 海運会社の経営者(平成15年6月から平成16年6月まで飯野海運(株)専務取締役、平成21年6月まで同社代表取締役会長、平成22年6月まで同社特別顧問)としての長年の経験に基づく貴重な意見等、当社の経営に対し、社外の独立した視点からの貴重な意見と大所高所に立脚した有用な助言を期待している。 過去に業務執行者として在籍していた金融 |

| | | |
|--|---|---|
| | 経過しており、その後は海運会社(飯野海運(株))の経営者として企業経営に携わってきた。 | 機関の当社に対する出資比率は1~2%と僅かであることや、また当社の借入金残高合計に占める当該金融機関からの借入金の比率は1割程度であり、取引している多数の金融機関の中で特に突出していない。したがって、当社経営への影響は希薄であることから、当社との特別な利害関係はなく、また、現時点で一般株主と利益相反が生じるおそれはない。 |
|--|---|---|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人の監査計画、監査の実施状況などを聴取しているほか、グループ会社の監査役から監査実施状況の報告を受けるとともに、監査の質の向上のために監査研修会や意見交換会を定期的に開催している。また、監査役と内部監査部門とは定期的に情報交換を実施し、監査役監査時には必要に応じ、内部調査部門のメンバーが監査役の補助者として同行するなど密接な連携を図っている。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 岩淵 毅 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ |
| 杉尾 整 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|------|------|---|--|
| 岩淵 毅 | ○ | 当社の主要借入先のひとつである金融機関(農林中央金庫)の業務執行者(秘書役)を退任(平成21年6月)してから2年間が経過している(同金庫監事の退任は平成23年6月)。 | 金融機関の業務で培った豊富な知識と経験を有しており、当社の監査機能の一層の強化のために適任であると判断している。 過去に業務執行者として在籍していた金融機関の当社に対する出資比率は1~2%と僅かであることや、また当社の借入金残高合計に占める当該金融機関からの借入金の比率は1割程度であり、取引している多数の金融機関の中で特に突出していない。したがって、当社経営への影響は希薄であることから、当社との特別な利害関係はなく、また、現時点で一般株主と利益相反が生じるおそれはない。 |
| 杉尾 整 | | 当社の主要借入先のひとつである金融機関((株)山口銀行)の業務執行者(審査第一部長)を退任(平成22年5月)し、現在は山口県銀行協会の常務理事である。 | 金融機関の業務で培った豊富な知識と経験を有しており、当社の監査機能の一層の強化のために適任であると判断している。 |

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社役員報酬の体系は、基本報酬、株式報酬型ストックオプション、年次賞与で構成され、具体的には以下により決定されている。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、社内取締役および執行役員とし、社外取締役には、独立性確保のためストックオプションを割当てず、退職慰労金相当額を月額報酬に加算する。また、監査役についても、独立性確保のため、社外取締役と同様の扱いとする。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2010年度の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次の通りである。

・取締役(対象となる役員の員数:6人)
報酬等の総額:289百万円(基本報酬:183百万円、ストックオプション:24百万円、賞与:24百万円、退職慰労金:56百万円)

・監査役(対象となる役員の員数:2人)
報酬等の総額:53百万円(基本報酬:48百万円、ストックオプション:―、賞与:4百万円、退職慰労金:―)

・社外役員(対象となる役員の員数:4人)
報酬等の総額:56百万円(基本報酬:51百万円、ストックオプション:―、賞与:5百万円、退職慰労金:―)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1)基本報酬は、当期純利益やフリーキャッシュフロー等の連結業績の達成度合いに応じた部分、各役員の職務目標の達成度合いに応じた部分、労働安全成績の達成度合いに応じた部分をそれぞれ合算して算定する。
- (2)株式報酬型ストックオプションは、株主との利害関係を一致させ役員の中長期的な目標達成のインセンティブを高めることを目的に各役員の職務に応じて付与を行う。
- (3)年次賞与は、連結業績に連動させて算定する。
- (4)報酬の水準については、常に外部の客観的データを参考にしつつ、その客観的妥当性を確認している。
これらの役員報酬は透明性、客観性を確保するため、取締役会の内部委員会である評価・報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告されている。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部秘書グループが社外取締役の庶務業務を担当している。また、社外取締役には取締役会の前日までに会議資料を配布するとともに経営管理室長が内容の事前説明を行っている。監査役の専任スタッフが、社外監査役の監査が効率的かつ円滑に遂行できるようにサポートを行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(企業統治に関する基本的考え方)

当社及びグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の企業価値の長期安定的な向上を図ることを、その基本的使命としている。そのためには、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えている。

(経営上の意思決定・業務執行体制)

(1)意思決定システム

経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア)取締役会

会社法で規定された事項、会社の基本方針及び重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。

また、取締役会を機動的に運営するための下部組織として取締役数名による「指名委員会」「評価・報酬委員会」を設置する。

イ) グループ経営委員会

「グループ経営指針」及び「グループ経営委員会規程」に基づき、執行の最高意思決定機関として、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。なお、研究開発方針会議、グループCSR委員会、グループ環境安全委員会、グループ製品安全委員会等はグループ経営委員会の一形態として位置付けられている。

ウ) カンパニー・事業部運営会議

「グループ経営指針」及び「カンパニー・事業部運営会議規程」に基づき、カンパニー・事業部レベルにおける執行の意思決定機関として、当社及びグループ会社の事業戦略等重要事項を審議・決定する。

(2) 「グループ経営」「カンパニー連結経営」の運営方法

ア) グループマネジメント

取締役会よりUBEグループの業務執行を委任されたグループCEO(=社長)が、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

イ) カンパニーマネジメント及び業務執行グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ) グループスタッフ部門

グループマネジメント及びカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供する等の役割を担う。

(監査役監査、内部監査および会計監査の状況)

当社の内部監査は、独立組織として社長に直属している監査部(7名)が実施している。海外法人も含めて当社グループ全体を監査の対象とし、内部統制の状況、法令・規程・マニュアル等の遵守状況をチェックし、経営活動全般にわたり潜在的リスクの洗い出しに努めている。また、監査部は内部統制の整備および運用状況に関し、会計監査人と随時情報交換や協議を行っている。なお、監査部長はコンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の全社横断的なリスク管理対応組織のメンバーとなっており、各委員会と連携してリスク管理体制の強化を図っている。

監査役監査の組織は、監査役4名(うち社外監査役2名)および監査役スタッフである監査役室(2名)から構成されている。監査業務は年度ごとに設定される監査方針および監査計画に基づいて実施され、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役等からの業務報告聴取などにより、取締役及び執行役員の職務執行が適正に行われているかを監査している。

会計監査については、新日本監査法人が監査業務にあたっている。2010年度に会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下の通りである。

- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 小野 隆良
指定有限責任社員・業務執行社員 石川 純夫
指定有限責任社員・業務執行社員 原質 恒一郎
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 14名
会計士補等 10名
その他 9名

(指名、報酬決定等の機能)

当社は委員会設置会社ではないが、前述のとおり取締役会を機動的に運営するための下部組織として、「指名委員会」と「評価・報酬委員会」を設置しており、2011年6月末現在、指名委員会、評価・報酬委員会は各7名の取締役で構成され、それぞれの委員長は社外取締役が務めている。なお、当社役員(取締役および執行役員)の報酬決定については、「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載されている業績連動型報酬制度を参照のこと。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では経営の「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」の分離を目的として、執行役員制度を2001年6月から採用している。有価証券報告書提出日現在の経営陣は、取締役7名と執行役員23名(うち取締役兼務者4名)である。取締役会は、原則として執行役員を兼務しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款及び取締役会規程に則り、経営上の重要事項について意思決定をする。各取締役・執行役員の業務遂行の妥当性・効率性を監督している。執行役員は、代表取締役社長から権限委譲を受けて、取締役会が決定する経営方針に基づき、業務を遂行している。

また、意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するために、2005年度から社外取締役2名を招聘している。さらに、当社は委員会設置会社ではないが、取締役会を機動的に運営するための下部組織として、「指名委員会」と「評価・報酬委員会」を設置しており、有価証券報告書提出日現在、指名委員会は7名、評価・報酬委員会は7名の取締役で構成され、それぞれの委員長は社外取締役が務めている。

なお、当社グループの短期的及び中・長期的業績向上を図るため機動的な役員人事の実現及び成果主義を徹底すべく、2007年6月28日の定時株主総会において、取締役・執行役員の任期1年化を決議している。

以上の通り、当社は現状の企業統治体制を採用することにより、経営の効率化・意思決定の迅速化とともに、経営の透明性の向上と外部の視点を取り込んだ経営監視機能の強化を図っている。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定より1週間早い3週間前発送を原則としている。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることによって実施可能となっている。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 2010年6月開催の株主総会から議決権の電子行使を導入し、合わせてプラットフォームも導入した。招集通知は、東証ホームページのほか、当社ホームページにも掲載し情報を入手しやすくしている。決議通知についても当社ホームページに掲載している。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 当社ホームページには招集通知、決議通知を要約した英訳も掲載している。 |
| その他 | 株主総会を個人投資家へのIRの機会ととらえ、総会終了後、社長が当社の中期経営計画について説明を行っている。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを作成して、当社ホームページで公表している。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年度決算発表後の説明会、四半期決算発表毎のネットカンファレンスの他、定期的な事業説明会や工場見学会を開催している。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 欧州、米国、アジア各地において定期的に主要投資家を訪問している。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ビジョンや経営方針、IRポリシーやディスクロージャーポリシー、コーポレート・ガバナンスに関する方針や配当方針、リスク情報を始め、取引所への開示書類、短信、事業報告書、過去からの財務諸表、アニュアルレポート、IR説明会資料や経営計画資料など、詳細に掲載している。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 担当部署:IR広報部 / 責任者:IR広報部長 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 中期経営計画における経営方針やUBEグループのCSR基本方針にて、当社グループは、“株主をはじめ顧客・取引先・社員・地域・社会・行政等全てのステークホルダーからの信頼の獲得に努める”ことを定めている。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境保全については、環境安全部が当社グループ全体の活動を管轄している。CSR活動についてはCSR担当役員のもとCSR推進部を設置し、CSR推進体制を確立している。毎年発行する「UBEグループCSR報告書」にて当社グループの環境保全活動、CSR活動への取り組み状況を報告している。また、同報告書の内容は当社ホームページにでも公開されている(和文・英文)。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | UBEグループの企業倫理確立のため制定し、グループ社員一人一人に冊子として配布している「私達の行動指針」にて、私達は、“ステークホルダーへの企業情報の正確且つ公平・迅速な開示・提供に努め、広く社会との円滑なコミュニケーションを図る”ことを定めている。 |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- i. 当社は、内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しており(当初決議日:2006年5月11日、直近の改訂決議日:2011年4月28日)、会社の機関の内容については、本基本方針の5.における意思決定の会議体についての記載のとおりである。
 1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
UBEグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動及び役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
コンプライアンスの確保・推進のためコンプライアンス・オフィサーを置き、コンプライアンス・オフィサーの諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス委員会」を設置する。
また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口(UBE C-Line)を設ける。
反社会的勢力の排除に向けたUBEグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織等の反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応等を具体的に定める。
会計基準その他関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令並びに取締役規程、業議規程、グループ経営委員会規程及びカンパニー・事業部運営会議規程等の社内規程に基づき、文書(電磁的記録を含む)を記録、保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスクの発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。
また、特定のリスクに対するリスク管理に取組むため、「グループ環境安全委員会」「グループ製品安全委員会」を設置し、それぞれ安全・環境保全、製品の安全・品質管理に関するUBEグループ全体の方針を策定し諸施策を推進する。
更に、以下の委員会等を設け個別のリスクに対処する体制をとる。
 - (1)情報セキュリティ委員会
「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。
 - (2)規制貨物等輸出管理委員会
外国為替及び外国貿易法など、国際平和及び安全の維持のために輸出管理法規において規制されている貨物及び技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBEグループ内に周知徹底する。
 - (3)危機管理委員会
国内及び海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一の危機管理体制を構築する。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」の分離を目的として執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制を整え、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の役割を株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関として明確に位置づける。
取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。
また、当社は委員会設置会社ではないが、取締役会の内部委員会として「指名委員会」と「評価・報酬委員会」を設置する。
更に、意思決定に第三者の視点を加え経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。
当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレートガバナンス機能の一層の充実を図っていく。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)「グループ経営」「カンパニー連結経営」の運営方法
 - ア)グループマネジメント
取締役会よりUBEグループの業務執行を委任されたグループCEO(=社長)が、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。
 - イ)カンパニーマネジメント及び業務執行
グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。
 - ウ)グループスタッフ部門
グループマネジメント及びカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供する等の役割を担う。
 - (2)意思決定システム
経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。
 - ア)取締役会
会社法で規定された事項、会社の基本方針及び重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。
また、取締役会を機動的に運営するための下部組織として取締役数名による「指名委員会」「評価・報酬委員会」を設置する。
 - イ)グループ経営委員会
「グループ経営指針」及び「グループ経営委員会規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。
CSR(企業の社会的責任)に関わる重要事項を審議・決定する「グループCSR委員会」並びに前記3.記載の「グループ環境安全委員会」「グループ製品安全委員会」は「グループ経営委員会」の一つとして位置付け、さらに前記1.及び3.記載の「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「規制貨物等輸出管理委員会」「危機管理委員会」は「グループCSR委員会」の下部組織として位置付ける。
 - ウ)カンパニー・事業部運営会議
「グループ経営指針」及び「カンパニー・事業部運営会議規程」に基づき、カンパニー・事業部レベルにおける当社及びグループ会社の事業戦略等重要事項を審議・決定する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、重要な事項監査役の補助者として専任スタッフを配置し、監査役監査が効率的且つ円滑に遂行できるよう監査計画の立案及び監査の補助を行う。
また、監査役は、同スタッフの充実と業務執行者からの独立性の確保に関して代表取締役及び社外取締役との間で意見交換を行う。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに重要な決裁書類を閲覧し、取締役等からの業務報告聴取を行う。
また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査部門及びグループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め
る。
また、監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行
い相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループでは、グループの事業活動並びに各役員・社員の行動におけるコンプライアンス実践の基準として「私達の行動指針」
を1998年に制定し、コンプライアンスの推進と企業倫理の確保に取り組んでいる。「私達の行動指針」の第2章「法と企業」において、
「私達は国内外の法令、会社の規則を遵守し、健全な社会の一員として行動し、反社会的勢力とは繋がりを持ちません。」と記載し
ており、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確に謳っている。
さらに、2009年4月の取締役会の決議により、以下の通りの「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を明確にして
いる。
「当社及びグループ会社(以下、「UBEグループ」という。)は、暴力団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求す
る集団又は個人(以下、「反社会的勢力」という。)による被害を防止するために、以下を基本方針とします。
(1)UBEグループは、反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切関係を持ちません。
(2)UBEグループは、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、民事・刑事の両面から毅然として法的対応を行います。
(3)UBEグループは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を絶対に行いません。
(4)UBEグループは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門
機関と緊密な連携関係を構築します。
(5)UBEグループは、反社会的勢力の不当要求に対しては、組織全体として対応するものとし、対応する役員や社員の安全を
確保します。」
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況
(倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況)
反社会的勢力に対する姿勢を明記した「私達の行動指針」、上記取締役会決議による「反社会的勢力による被害を防止するた
めの基本方針」のほか、取引基本契約の締結にあたっては、反社会的勢力との取引を防止するための排除条項を設けること
に努めている。
(社内体制の整備状況)
(1)平素の対応
ア)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
対応統括部署は総務・人事室総務部であり、不当要求防止責任者は総務・人事担当である取締役専務執行役員で
ある。
イ)外部の専門機関との連携状況
常時、顧問弁護士、外部コンサルタントと協議・相談しながら、緊密な連携関係を構築する。
ウ)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
警察等の関係団体や、外部セミナー等への参加を通じて、必要な情報を収集している。また、担当部署(総務部)で
は反社会的勢力に関する最新動向の把握およびグループ内での情報交換に努める。
エ)対応マニュアルの整備状況
担当部署(総務部)には反社会的勢力を想定した対応マニュアルを整備。社員に対しては、社内イントラネットにおい
て、反社会的勢力への対応方針の解説及び具体的事例や注意事項を掲載している。
オ)研修活動の実施状況
上記(エ)の社内イントラネットによる周知徹底のほか、パソコンを利用した役員及び全従業員を対象にした研修
(eラーニング)を実施している。
(2)有事の対応
反社会的勢力による不当要求があったときは、組織全体として対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について】
 模式図は、別添1をご参照ください。

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。模式図は、別添2をご参照ください。

1. 適時開示の基本方針

当社は、金融商品取引法等の関係法令を遵守し、東京証券取引所が定める「適時開示規則」に基づき、重要な会社情報の開示を行っています。また、「適時開示規則」に該当しない情報についても、株主、投資家や他のステークホルダーの皆様当社をご理解いただくために有用と判断する情報は、積極的かつ公平に情報開示を行うことを基本方針としています。当社は、上記方針を「ディスクロージャー・ポリシー」として、当社ホームページにて公表しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

適時開示に係る責任部署は経営管理室IR広報部となっています。

(1) 決定事実に関する情報

適時開示規則上開示が求められる決定事実に関する情報は、会社法等の法令あるいは当社規程により、取締役会付議事項または稟議決裁事項に含まれています。いずれの場合もIR広報部は、適時開示該当事項の有無をチェックし、該当する場合は、取締役会または稟議において承認後、適時開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

適時開示規則上開示が求められる発生事実に関する情報は、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」などの社内規程により、発生部署からIR広報部に速やかに連絡されることとなっています。IR広報部は、適時開示事項に該当する場合、代表取締役、経営管理室長、総務・人事室長に報告するとともに、適時開示を行います。

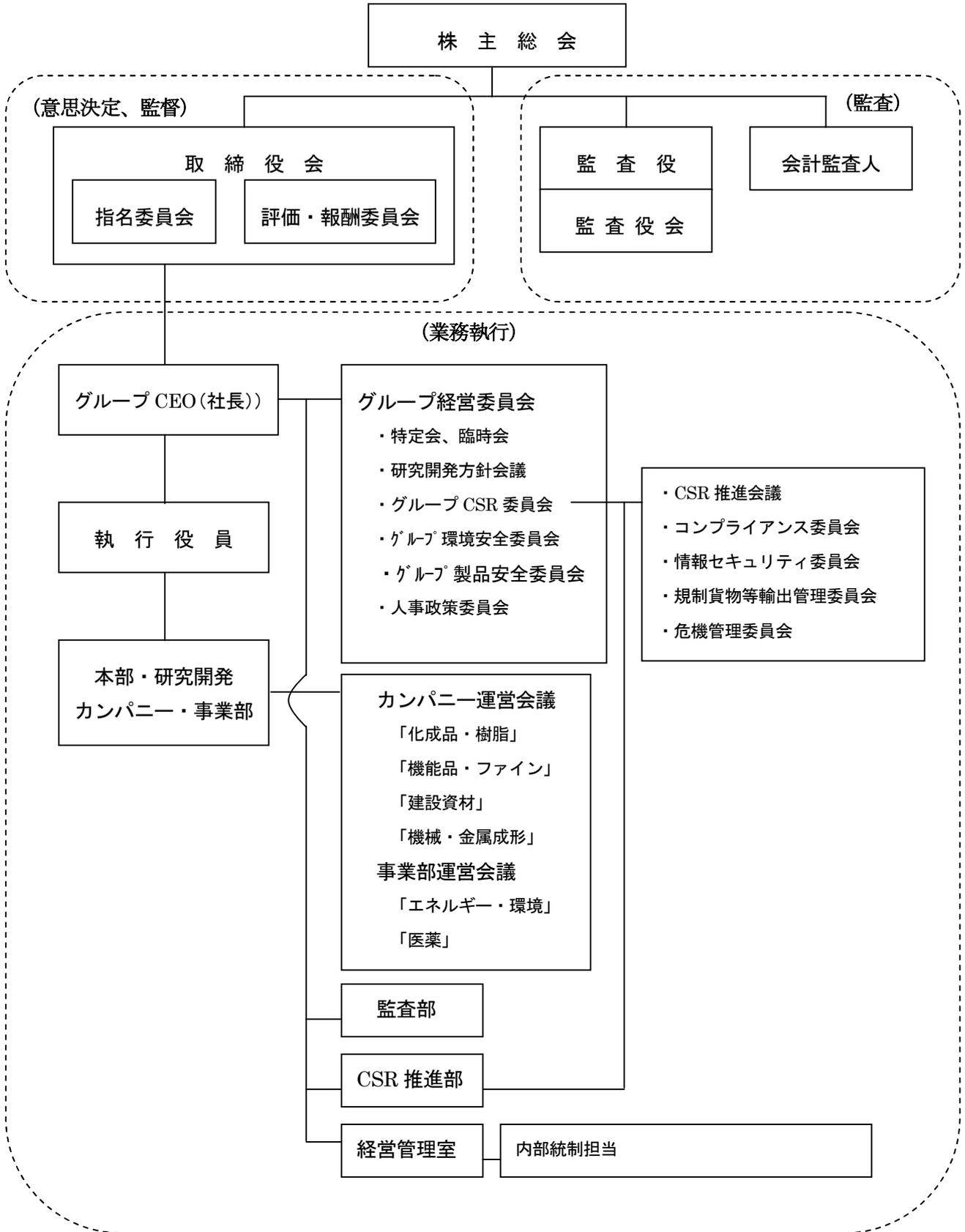
(3) 決算に関する情報

適時開示規則上開示が求められる決算に関する情報は、取締役会付議事項となっており、取締役会において承認後、IR広報部が適時開示を行います。

(4) 子会社に係る情報

適時開示規則上開示が求められる子会社に係る情報は、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」などの社内規程により、当社における当該子会社の主管部署長が情報を入手し、IR広報部に速やかに連絡されることとなっています。IR広報部は、適時開示事項に該当する場合、代表取締役、営管理室長、総務・人事室長に報告するとともに、適時開示を行います。

【別添1】 マネジメント体制の概略図



【別添2】 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

